

官報

号外

平成四年十月三十日

○第百二十五回国會議院會議録 第一号(一)

平成四年十月三十日(金曜日)

議事日程 第一号

平成四年十月三十日

午前十時開議

第一 議席の指定

第二 会期の件

一 國務大臣の演説

○本日の會議に付した案件

日程第一 議席の指定

日程第二 会期の件

災害対策を樹立するため委員四十人よりなる特別委員会、公職選挙法改正に関する調査を行うため委員二十五人よりなる特別委員会、石炭に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会、物価問題等に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会、交通安全に関する総合対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会、沖縄及

び北方問題に関する対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会及び土地問題及び国土の利用に関する対策を樹立するため委員四十人よりなる土地問題等に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)

国会等の移転に関する調査を行うため委員二十五人よりなる国会等の移転に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)

国土開発幹線自動車道建設審議委員の選挙検査官任命につき事後承認を求めるの件

公安審査委員会委員長及び同委員任命につき事後承認を求めるの件

中央労働委員会委員長任命につき事後承認を求めるの件

公害健康被害補償不服審査会委員長任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

宮澤内閣総理大臣の所信に関する演説

午後零時二分開議
○議長(櫻内義雄君) 諸君、第百二十五回国会は本日をもって召集されました。これより會議を開きます。

日程第一 議席の指定
○議長(櫻内義雄君) 衆議院規則第十四条によりまして、諸君の議席は、議長において、ただいまの仮議席のとおりに指定いたします。

日程第二 会期の件
○議長(櫻内義雄君) 日程第二、会期の件につきお諮りいたします。
今回の臨時会の会期は、十二月八日まで四十日間といたしたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、会期は四十日間とするに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。
災害対策を樹立するため委員四十人よりなる特

別委員会

公職選挙法改正に関する調査を行うため委員二十五人よりなる特別委員会

石炭に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会

物価問題等に関する対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会

交通安全に関する総合対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会

及び

土地問題及び国土の利用に関する対策を樹立するため委員四十人よりなる土地問題等に関する特別委員会

を設置いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次に、国会等の移転に関する調査を行うため委員二十五人よりなる国会等の移転に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

平成四年十月三十日 衆議院會議録第一号(一) 各種委員の選挙 検査官任命につき事後承認を求めるの件等三件 公害健康被害補償不服審査会委員任命につき同意を求めるの件等二件 官署内閣総理大臣の所信に關する演説

二

ただいま議決されました入特別委員会の委員は
追って指名いたします。

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

○議長(櫻内義雄君) 国土開発幹線自動車道建設
審議会委員の選挙を行います。

○自見庄三郎君 国土開発幹線自動車道建設審議
会委員の選挙は、その手続を省略して、議長にお
いて指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 自見庄三郎君の動議に御異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よって、動議のとおり決しました。

議長は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員
に中村喜四郎君を指名いたします。

検査官任命につき事後承認を求めるの件

公安審査委員会委員長及び同委員任命につき
事後承認を求めるの件

中央労働委員会委員任命につき事後承認を求
めるの件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

内閣から、

検査官に足田周朗君を、

公安審査委員会委員長に堀田勝三君を、

同委員に末松謙一君、中谷達子君、柳瀬隆次君
及び山崎敏夫君を、

中央労働委員会委員に青木勇之助君、川口實
君、北川俊夫君、神代和俊君、鈴木重信君、高梨

昌君、荻澤清彦君、花見忠君、福田平君、舟橋尚
道君、細野正君、山口浩一郎君及び山口俊夫君を

任命したので、それぞれ事後の承認を得たいとの
申し出があります。

まず、検査官の任命について、申し出のとおり
事後の承認を与えるに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よって、承認を与えるに決しました。

次に、公安審査委員会委員長及び同委員及び中
央労働委員会委員の任命について、申し出のとおり

事後の承認を与えるに賛成の諸君の起立を求め
ます。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いすれ
も承認を与えるに決しました。

及び玉木武君を、
運輸審議会委員に植木光教君及び吉武秀夫君を
任命したので、それぞれ本院の同意を得たいと
の申し出があります。

まず、公害健康被害補償不服審査会委員の任命
について、申し出のとおり同意を与えるに御異議

ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よって、同意を与えるに決しました。

次に、運輸審議会委員の任命について、申し出
のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求め

ます。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

國務大臣の演説
○議長(櫻内義雄君) 内閣総理大臣から所信に關
する演説、大蔵大臣から財政に關する演説のため、
発言を求められております。順次これを許し
ます。内閣総理大臣宮澤喜一君。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を
与えるに決しました。

何世紀に一度という歴史的な転換点にあって、

世界も日本も、かつてない変革を迫られております。今ほど政治が大きな役割を期待されているときはありません。

このようなときに、いわゆる東京佐川急便事件のような政治と金をめぐる問題や政治家のあり方の問題に関して国民の不信を招く事態が生じたことは、まことに残念なことであります。私は、今日の国民の政治不信は、かつて経験したことのないほど深刻なものと痛切に感じており、政治家の一人として、また、国政を預かる立場にある者として、国民の皆様に対し深くおわびをいたします。

国民の政治に対する信頼は、議会制民主主義の基本であります。今ここで国民の疑念が解消され、政治への信頼が回復されなければ、我が国の将来に大きな禍根を残すことになりかねません。

国民の信頼回復のためには、まず第一に、政治に携わる者一人一人が国民の不信、不満を謙虚に受けとめ、みずから襟を正し、自粛自戒して日々の政治活動に当たることが肝要であります。このたびの事態に関連して、政治家と暴力団との関係について指摘がなされておりますが、おおよそ政治家がこのような集団とかかわりを持つべきでないことは言うまでもありません。

第二に、政治は国民のためにあるという民主政治の原点を片時も忘れることなく、かりそめにも一党一派の利害にとらわれて行動しているとの批判を受けることのないよう心がけていかなければ

なりません。

第三に、再びこのような事態が起こらないようにするため、政治構造に立ち入った制度面の見直しを行うことが不可欠であります。私は、政治資金の透明性の確保、金のかからない政治活動や政策を中心とした選挙の実現など、今日の政治不信を招来した根本的要因にさかのぼった思い切った政治改革を実現するため、不退転の覚悟で取り組んでまいります。(拍手)

政治改革実現のための具体的方策については、政治改革協議会において、各党間で熱心な御協議をいただいてきていますところであります。これまでに衆議院議員の定数は正を行うことを初めとして、政治倫理審査会の機能強化、すべての国会議員及び政治団体の資産公開、違法な寄附金の没収など、いわゆる緊急改革の実施について与党と大方の野党の間で合意が得られております。一日でも早く改革の実を上げるため、その第一歩として、緊急改革が今国会で早急に実現されることを念願いたします。さらに、国民の期待にこたえるためには、抜本的な政治改革が必要であります。選挙制度や政治資金問題を含めた抜本改革についても、引き続き与野党間で十分な御協議をいただき、国民の納得が得られる政治改革をできるだけ早く実現していかなければなりません。このため、政府といたしましても最大限の努力を払ってまいります。

政治改革は政治家にとって痛みを伴うものでありますが、それを克服して初めて国民の信頼と負託に基づいた国政運営が可能になると信ずるものであります。引き続き各党各会派の御理解と御協力をお願いいたします。

時代の変化に柔軟に対応し得る経済社会基盤を構築していくためには、今後とも我が国経済の健全な発展を確保していかなければなりません。現在、我が国経済は、引き続き低迷しており、資産価格の下落もあって厳しい状況に直面しております。このため、政府としては、景気の低迷がこれ以上国民経済に悪影響を及ぼすことがないように、史上最大規模の十兆七千億円に上る総合的な経済対策を決定いたしました。

この対策においては、公共用地の先行取得、地方単独事業の推進を含む公共投資等の拡大、民間設備投資の促進、中小企業の省力化・合理化支援などにより内需の拡大を図るとともに、雇用面への配慮や輸入促進などの措置を講ずることとしたしました。また、いわゆるバブル経済の崩壊により生じた問題を是正して景気回復を確実なものとするため、金融・証券業界の徹底した合理化努力を前提として、金融システムの安定性の確保や証券市場活性化のための措置などを積極的に講ずることといたしました。

我が国は、これまで何回か深刻な経済的苦境に見舞われてまいりましたが、そのたびに国民が困難を克服し、より強靱な経済構造を実現してきました。生活大国を実現するためには、社会資本の整備を初めとしてやらなければならないことが多く残されており、また、世界じゅうから国際貢献の責任を果たすことを期待されております。私は、我が国経済にはこれらにこたえる十分な潜在力が備わっていると考えます。バブル経済への逆戻りを回避しつつ、今回の総合経済対策を着実に推進することは、民間部門の活力を引き出し、必ずや我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続的な成長経路へと円滑に移行させるものと確信いたします。七月のミュンヘン・サミットでは、世界経済のより力強い持続的な成長を実現するための政策協調の重要性について合意を見ましたが、今回の対策は、こうした国際的要請にもこたえるものであり、各国から高い評価をもって迎えられるところであります。

今回の対策のうち、公共投資の拡大や政府関係金融機関による融資制度の拡充などの実行可能な分野については既に実施に移しておりますが、本対策の着実な実施を確保するとともに、人事院勧告の完全実施などのための補正予算を今国会に提出したところであります。補正予算の速やかな成立を切望いたします。(拍手)

我が国は、戦後半世紀にわたる国民のたゆまぬ努力により、世界有数の経済大国にまで発展いたしました。しかしながら、労働時間や住宅事情、社会資本の整備状況などは他の先進国と比較しても見劣りするものが多く、国民生活の質的側面が必ずしも国力に見合ったものになっておりませ

ん。これからは経済成長のあり方やその成果の活用に対する考え方の転換を図り、政府はもとより企業や個人の意識や行動を生活者・消費者重視へと変革していくことが必要であります。このような考えから、私は、総理就任以来、生活大国の実現を内閣の最重要課題の一つとして掲げてまいりました。先日、住宅団地、福祉施設、教育文化施設、農村地域などにおいて、そこで生活する方々の、心の豊かさや生活の質の向上、さらには不安のない老後を願う声を聞き、生活大国を実現することの重要性を改めて痛感いたしました。

もとより生活大国の実現は、一朝一夕にはできるものではなく、長期的な取り組みが必要であります。我が国の人口が今後急速に本格的な高齢化に向かい、労働力供給の伸びも鈍化する予測されることを考えますならば、我が国経済に潜在力が十分に備わっており、今のうちにどれだけ前進できるかが生活大国実現のかぎを握っております。

こうした認識のもとに、先般、今後の政策運営の長期的な指針として「生活大国五か年計画」を策定いたしました。この計画においては、生活者や利用者の視点に立った具体的な目標値を掲げ、事業の進みぐあいが国民の目にも明らかにできるようになるとともに、政府が一丸となってその目標の達成に努力することといたしました。二十一世紀を展望して、年間総労働時間を千八百時間に短縮すること、大都市圏においても良質な住宅を勤労

者世帯の平均年収の五倍程度で取得できるようにすること、下水道普及率を七割程度にまで引き上げる、中学校区に一カ所程度の割合でデイサービスセンターを設置することなどを目指してまいります。既に、今回の総合経済対策においても、生活関連社会資本の整備や住宅建設の促進などに十分配慮しているところであり、今後とも、生活大国の着実な実現に努力してまいります。

生活大国づくりを進めるに当たって、地球社会との共存を図るという観点からの取り組みも忘れてはなりません。中でも地球環境問題に対する関心が高まる中、環境と調和した持続可能な経済社会の構築が求められております。そのためには、国、地方自治体、企業、国民一人一人が幅広い分野において、環境問題克服のための努力を払っていかねばなりません。政府としては、環境基本法など法制度の整備も含め、こうした努力を方向づけ、促進する方策について検討を進めていくと考えております。

また、社会の安全確保なくして生活大国の実現はあり得ません。暴力団の民事介入による市民被害は改善されつつありますが、暴力団は依然として市民生活に重大な脅威となっています。このほか、けん銃の一般国民への拡散傾向や過激派のテロ、ゲリラ事件などの凶悪事件の多発、交通事故の大幅な増加など、国民の日常生活に不安をもたらすような事態が目につきます。私は、国民生活の安全確保のための対策に万全を期してまいります。

す。

生活大国を着実に実現していくためにも、財政の健全性を確保し、政府が一体となって整合性のとれた政策展開を図っていくことが重要であります。現在、我が国の財政は、巨額の公債残高に加えて税収の大幅な減少が見込まれるなど、容易ならざる状況にございます。再び特例公債を発行しないことを基本とし、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げることを目指して、引き続き制度や歳出の徹底した見直しを図るなど、財政改革の推進に取り組んでまいります。また、簡素で効率的な行政を実現するという行政改革の目的を実現するため、行革審の答申などを最大限に尊重し、今後とも規制緩和や地方分権などを積極的に進めてまいります。さらに、幅広く政府部門の役割を再検討するとともに、いわゆる縦割り行政の弊害にメスを入れ、真に対応力に富み、総合的な政策展開が可能となる行政システムを構築していくと考えております。

ソ連邦が解体して冷戦構造の中での力と力の対立の時代が終りを告げ、世界の構図は、今大きく塗りかえられようとしております。歴史の大きな流れが平和へと向かっていることは間違いないありますが、民族や宗教に根差した対立の激化などに見られるように、今、世界は冷戦後の新たな秩序を模索して、産みの苦しみに似てうべき深い悩みの中にあります。世界が再び混乱の荒波に見舞われることなく、新たな平和秩序を

構築していくためには、各国が「平和」と「自由」と「繁栄」という共通の目標に向かって、これまで以上に緊密な協調関係を築いていかなければなりません。私は、今こそ、戦後一貫して平和主義、国連中心主義を堅持してきた我が国が、世界平和と秩序の構築に向けて国力にふさわしい役割を果たしていくべきときだと信じます。

さきの通常国会において成立した国際平和協力法は、こうした我が国の対応を示す重要な取り組みの一つであります。既に九月にはアンゴラの選挙監視に協力を行い、現在、カンボジアにおいて、派遣隊員の諸君が、国連の旗のもと、この国の復興を目指して停戦監視や警察行政の指導、道路や橋などの修理といった平和協力業務に汗を流しているところであります。こうした我が国隊員の活動は現地の人々からも温かく受け入れられており、大きな期待が寄せられております。このような実情を見るにつけ、私は、今後とも世界平和と秩序構築のための国際的な努力に対し、資金面の協力のみならず、人的な貢献や我が国が蓄積してきた技術、ノウハウなどを活用した知的支援をより積極的に進めていかなければならないとの思いを新たにいたしました。(拍手)

また、世界の平和を確保するためには、国連自身が時代の変化に適合して変革していくことが必要であります。私は、各国とも協力しつつ、国連の平和維持機能の中核を担う安全保障理事会の信頼

性と実効性の向上など、国連の機能強化のために積極的に努力する考えであります。

地球環境問題を初め、難民、人口、エイズ、麻薬の問題など世界がその解決を心から願っている人類共通の課題に積極的に取り組み、また、飢饉や食糧に悩む開発途上国の経済的自立を支援することは、将来にわたり世界の平和を確保し、世界全体の繁栄を揺るぎないものとする上で極めて重要であります。今や世界最大級の援助国となった我が国としては、これらの問題に率先して取り組んでいくことが求められております。私は、問題解決に向けた国際的な枠組みづくりに主体的に取り組んでいくとともに、先般策定した政府開発援助大綱のもと、環境保全や相手国の軍事支出動向などにも十分配慮しつつ、途上国援助をさらに拡充するとともに、より効果的、効率的な実施に努めてまいります。

現在、ウルグアイ・ラウンド交渉は、最終段階を迎えておりますが、自由貿易体制を維持強化し、二十一世紀に向けた世界の経済的繁栄を確保していくためには、交渉を早期かつ成功裏に終結させなければなりません。我が国としては、他の主要国とともに、交渉の成功に向け努力を行っていく決意であります。なお、農業については、各国ともそれぞれ困難な問題を抱えておりますが、我が国としても、これまでの基本的方針のもと、相互の協力による解決に向けて最大限努力してまいります。

東西対立が消滅し、大きく浮かび上がったのは、国際社会におけるアジア・太平洋地域の重要性であります。この地域の経済的な活力は二十

一世紀に向かって世界経済の拡大を促す大きな原動力であり、その安定的発展が今後の世界の平和を左右すると言っても過言ではありません。私はこのことをミューン・ヘン・サミットにおいて強く主張し、その結果、政治宣言にも大きく取り上げられることとなりました。この地域の活力が多様性を前提とした密接な相互依存関係の中に生じてきたことを考えるならば、この地域の国々が域内の対話と協力を一層進めるとともに、他の地域と開かれた協力関係を形成していくことが極めて重要であります。

今後、我が国が世界平和と秩序の構築に参画していくに当たっては、アジアの中の日本という基本的な立場に基づいて新たな外交を展開していくことが重要であります。そのためには、近隣諸国はもとよりアジア・太平洋地域の国々により緊密な協力関係を築き上げていかなければなりません。現在、我が国の途上国援助の半分以上をこの地域の国々に振り向けておりますが、今後は、経済的な協力にとどまらず、地域内の対立や紛争を解決するための協議や政治対話を積極的に進めていきたいと思っております。私は、これまで述べてきたとおり過去の歴史に対する深い反省の上に立って、将来に向けて我が国がこの地域の平和と繁栄のためにさらに何をなすべきかについて真剣に検討して

まいります。(拍手)

目まぐるしく変化する国際環境の中で、アジア・太平洋地域の平和と繁栄にとって、米国の存在、米国の関与が今後とも不可欠であります。また、日米安保体制を初めとする米国の緊密な協力関係は、我が国がこの地域で積極的な役割を果たすための重要な前提であります。

日米関係は、日本外交の基軸であり、私は、引き続き日米両国が共通の価値観を基盤として、世界平和と秩序の構築のために地球規模の責任を共に果たしていくべきだと信じております。

冷戦後の世界において、統合を目指す欧州は、ますます重要な役割を果たしつつあります。我が国としては、今後とも昨年の日・EC共同宣言にのっとり、基本的な価値観を分かち合いながら、国際関係の新たな枠組みを構築していくパートナーとして、貿易・産業協力などに限らず、政治・文化面を含む広い分野での一層の関係強化を図ってまいります。

我が国は、領土問題を含む日ロ関係の正常化が法と正義に基づいて実現されてこそ、ロシアを我々と価値観を同じくする真のパートナーとして迎えることができるの考え方を従来から主張してまいりました。ミューン・ヘン・サミットにおいても、このような我が国の考え方は、参加各国の共通の認識となりました。この意味で、エリツィン・ロシア大統領の訪日は、日ロ間の相互理解を深め、両国関係に新たな第一歩をしるすものと考

えておりましただけに、その延期はまことに遺憾なことでありました。政府としては、領土問題の解決と日ロ平和条約の締結に向けて、一貫した姿勢で粘り強く対ロ外交を進めてまいりたいと思っております。

一方、ロシアを初めとする旧ソ連邦、中・東欧諸国などにおける民主主義と市場経済導入のための改革の支援は、今後の世界の平和と繁栄を確保する上で重要な課題であります。このことは、旧ソ連支援東京会議においても各国共通の認識でありました。我が国としても国際社会と協調して、人道的援助や改革努力の支援に適切な役割を果たしてまいります。

総理に就任いたしました以来この一年の間、私は、「新しい世界平和の秩序を構築する時代の始まり」にふさわしい国際貢献と二十一世紀をにらんだ生活大国の実現に心血を注いでまいりました。我々の進むべき道の険しさを思い、みずからに課せられた責任の重さを改めて痛感しております。

日本が我々の子供たちの誇れる国になれるかどうかは、我々が時代の要請を見きわめ、世界的な視点に立ってこの国が進むべき方向を明確にし、それに向かって全力を尽くしていけるかどうかにかかっております。私は、このことを深く心にとどめ、引き続き国政全般に取り組んでまいります。国の将来を左右する重要な時期に、国民の政治不信によって国政が滞るようなことがあってはな

りません。政治倫理の確立を急ぎ、政治改革をやり遂げることは、現下の急務であります。一日も早く政治に対する国民の信頼を回復するとともに、国民一人一人の意見や選択が正確に国政に反映されるような政治システムを築き上げていかねければなりません。(拍手)「志は易きを求めず、事は難きを避けず」と申します。私は、どんな困難に直面しようとも、政治改革の実現に一身をささげて取り組んでまいる決意であります。(拍手)ここに重ねて、議員各位、国民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 大蔵大臣羽田孜君。

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) 平成四年度補正予算の御審議をお願いするに当たり、当面の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の概要を御説明申し上げます。

まず、最近の経済情勢について申し上げます。我が国経済は現在調整過程にあります。住宅投資には回復の動きが見られ、また公共投資も順調に伸びております。今回の調整局面においては、従来と異なり、資産価格の急激な低下を背景に、金融システムの安定性に問題が生じているのではないかと懸念とその実体経済への影響が種々論議されており、私はこのような状況を「複維骨折」と申し上げてまいりました。

金利動向を見ますと、本年七月に行われた公定

歩合の引き下げを含め、五次にわたる引き下げの効果などにより、市場金利は低下し、これを受けて金融機関の貸出金利も低下してきております。

また、為替動向につきましては、先般、欧州市場を中心として不安定な状況となり、こうした中で円高の動きも見られましたが、為替相場が思惑等により不安定な動きを示すことは好ましくなく、今後とも為替相場の推移を注視しつつ、市場の安定を図ってまいりたいと考えております。

政府は去る八月二十八日に、十兆七千億円に上る過去最大規模の公共投資の拡大等を中心とする内需拡大策や、金融システムの安定性の確保のための施策及び証券市場の活性化等のための施策を含む総合経済対策を決定いたしました。

この対策のうち公共事業関係費の追加等につきましては、今般御審議をお願いしております平成四年度補正予算に盛り込んでおりますが、その実行について補正予算を必要としない諸施策につきましては、既に着実な実施を図っておるところでございます。

すなわち、財政投融資につきましては、住宅金融公庫等に対し、弾力条項の発動による所要の追加措置を行ったところであり、中小企業対策としては、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の貸付限度額を大幅に増加させるなど所要の措置を講じたところであります。また、民間設備投資の促進に関する税制上の措置につきましては、省力化、合理化関連等の民間設備投資を促進するため、投

資促進税制の対象設備の追加を実施いたしました。なお、公共事業等の施行につきましては、その促進に努め、既に所期の成果を上げているところであり、引き続き、対策により新たに追加されることとなった分も含めて、全体として円滑に実施されるよう下半期も含めた施行の促進を図ることとしております。

金融システムの安定性の確保につきましては、金融機関の自助努力を基本としつつ、政府としても金融システムに対する国民の信頼が損なわれないうような最大限の努力を払っているところであります。金融機関の不良資産につきましては、処理方針を早期に確定するとともに、計画的、段階的な処理を図っていくことが重要であり、この観点から個別問題の早期処理が進められております。また、不良資産のデískロージャーの充実を図る必要の措置を講じたほか、担保不動産の流動化を図るための仕組みについて民間金融機関による検討が行われるなど、必要な環境整備に努めているところであります。さらに、対策に盛り込まれた新たな自己資本充実策も着実に実施されており、経済活動に必要な資金の円滑な供給が図られるような金融機関の融資対応力の確保が図られております。

証券市場の活性化等のための施策につきましては、本年度における公的資金の簡易保険福祉事業団等を通じる単独運用指定金銭信託、いわゆる指

定単への運用に関して、株式組み入れ比率を制限しない新たな指定単を設けることといたしました。そのうち、本年度財政投融資計画からの運用分につきましては、既に所要の貸し付けを実施したところであり、さらに財政投融資資金を新たに追加するため、補正予算において所要の措置を講じております。また、貸付信託の運用対象に株式を追加したほか、個人投資家の株式保有の促進策等につきましても現在検討を行っているところでございます。

この総合経済対策を着実に実施していくことが、我が国経済の内需を中心とする持続的な成長の実現に大きく貢献するものと確信をいたしております。(拍手)

次に、財政改革について申し上げます。

我が国財政は、平成四年度末の公債残高が約百七十六兆円程度にも達する見込みであり、国債費が政策的経費を圧迫するなど、依然として構造的に厳しい状況が続いております。このような状況のもとで、財政運営の基本的方向は、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくために、高齢化社会に多大な負担を残さず、再び特例公債を発行しないことを基本とし、公債残高が緊増しないような財政体質をつくり上げていくこととであり、このため、今後ともたゆまぬ努力を続けていく必要があるかと考えます。

海外におきましても、このように財政に厳しい節度を求めることが重要であるという認識が高

まつてまいりました。先般ワシントンにおいて開催されましたIMF・世銀総会など一連の国際会議の場におきましても、我が国が、現下の困難な財政事情にもかかわらず、過去最大規模の経済対策を策定したことに對し高い評価が与えられるとともに、これとの関連において、我が国が長年にわたり行ってきた真剣な財政改革努力が評価されたところであります。

ところで、先ほど申し上げましたような財政構造の問題に加えまして、最近の経済情勢を反映し平成四年度の税収は当初見積もりに比べ大幅な減収を生ずるものと見込まれ、また、平成五年度の税収も引き続き厳しい状況が継続するものと考えられるなど、我が国財政は近年になく容易ならざる状況に立ち至っております。しかしながら、このような状況のもとにあつても、財政運営の基本的方向を踏まえ、特例公債を再び発行するような事態は厳にこれを回避しなければなりません。このため、平成五年度の予算編成に当たりましては、引き続き、徹底した制度、施策の見直しや歳出の節減合理化を図るなど財政改革を強力に推進していく必要があると考えます。

次に、今国会に提出いたしました平成四年度補正予算の概要について御説明申し上げます。平成四年度一般会計補正予算におきましては、さきに御説明いたしました総合経済対策を実施するために必要な公共事業関係費等の追加、人事院勧告の実施に伴う国家公務員等の給与の改善に要

する経費等を計上するとともに、税収の大幅な減収に對処するための措置を講ずることとしたしております。

今回の一般会計補正予算につきましては、歳出面において、総合経済対策における各般の施策を実施するため、公共事業関係費の追加として、一般公共事業関係費一兆三千億円、災害復旧等事業費三千七百二十二億円を計上するとともに、一般公共事業にかかわる所要の国庫債務負担行為の追加を行い、また、文教施設、研究施設等を初めとする各種の施設整備費等の追加として二千九百億円を計上することとしたしております。さらに、中小企業等特別対策費八百八十五億円等を計上いたしております。このほか、給与改善費、義務的経費の追加など特に緊要となつたやむを得ない事項について措置を講ずることとしたしております。

他方、歳入面におきましては、税収が、最近までの収入実績等を勘案すると、当初予算に對し、四兆八千七百三十億円の大幅な減収となることとが避けられない見通しとなりました。このような異例の事態に對処するため、まず、既定経費の徹底した節減、予備費の減額、税外収入の確保及び追加財政需要の圧縮を行ったところであります。また、所得税及び法人税の収入見込み額が減少すること等に伴い地方交付税交付金を一兆五千六百八十二億円減額するとともに、建設公債につきましては、やむを得ざる措置として公共事業関係費の

追加に對応するもの等について追加発行することとしたしております。

しかしながら、これらをもつてもなお財源が不足することから、臨時異例の措置ではあります。が、前年度の決算上の純剰余金一兆五千三百八十八億円につきまして、その全額を不足財源に充当するとともに、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還を延期することにより、当該債務の償還財源の予算繰り入れ五千五百八十六億円を行わないこととしたいたしました。なお、この剰余金の処理等につきましては、別途平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしたしております。

これらの結果、平成四年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に對し、七千二百八十三億円減少して、七十一兆四千八百九十七億円となっております。

地方財政につきましては、一般会計からの地方交付税交付金が減額されますが、地方団体の円滑な財政運営を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして所要の借り入れを行うことにより、当初予算額どおりの地方交付税総額を確保することとしたしております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても所要の補正を行うこととしたしております。

財政投融資計画につきましては、総合経済対策

の実施等のため、今回の補正予算におきましても、日本開発銀行、国民金融公庫等に対し所要の追加を行うこととしたしております。これに伴い、日本開発銀行につきましては、日本開発銀行法の一部を改正する法律案を提出し御審議をお願いすることとしたしております。

以上、平成四年度の補正予算の概要について御説明いたしました。何とぞ、関係の法律案とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。(拍手)

○自見庄三郎君 国務大臣の演説に對する質疑は延期し、来る十一月四日午後一時から本会議を開きこれを行うこととし、本日はこれにて散会されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 自見庄三郎君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、動議のとおり決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十二分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
法務大臣 田原 隆君

平成四年十月三十日 衆議院會議録第一号(一) 朗読を省略した議長の報告

大蔵大臣 羽田 孜君
文部大臣 鳩山 邦夫君
厚生大臣 山下 徳夫君
農林水産大臣 田名部匡省君
通商産業大臣 渡部 恒三君
運輸大臣 奥田 敬和君
郵政大臣 渡辺 秀央君
労働大臣 近藤 鉄雄君
建設大臣 山崎 拓君
自治大臣 塩川正十郎君
国務大臣 伊江 朝雄君
国務大臣 岩崎 純三君
国務大臣 加藤 紘一君
国務大臣 谷川 寛三君
国務大臣 東家 嘉幸君
国務大臣 中村正三郎君
国務大臣 野田 毅君
国務大臣 宮下 創平君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る八月二十四日、内閣から次の報告書を受領した。
平成三年度第四・四半期(出納整理期間を含むず。)における予算使用の状況
一、去る八月二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

平成三年度第四・四半期における国庫の状況
一、去る九月八日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくアンゴラ国際平和協力実施計画の報告書
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくカンボディア国際平和協力実施計画の報告書

一、去る六日、内閣を経由して郵政大臣渡辺秀央君から、郵便法第二十七条の四第四項の規定に基づく平成三年度郵便事業の損益計算等に関する報告書を受領した。

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。
日本国有鉄道改革法附則第四項の規定に基づく平成三年度における日本国有鉄道の改革に関する施策の実施の状況に関する報告

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくアンゴラ国際平和協力実施の結果の報告書

(通知書受領)

一、去る八月二十五日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第一二二一号

平成四年八月二十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

天皇皇后両陛下下の中華人民共和国御訪問に
ついて

標記について、本日の閣議において別紙のとおり決定したので、通知する。

(別紙)

天皇皇后両陛下下の中華人民共和国御訪問に
ついて

(平成四年八月二十五日)
閣議 決定

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととした。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、十月二十三日から同月二十八日までの予定である。

一、去る二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第一二二六号
平成四年十月二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

天皇皇后両陛下下の中華人民共和国御訪問の
御日程について
標記について、本日の閣議において別紙のとおり報告されたので通知する。

別紙

天皇皇后両陛下下の中華人民共和国御訪問の
御日程の概要

月 日	曜日	御 日 程
十月二十三日	金	東京 御発
十月二十四日	土	北京 御着
十月二十五日	日	同地御滞在
十月二十六日	月	西安 御着
十月二十七日	火	同地御滞在
十月二十八日	水	上海 御着
		同地 御発
		東京 御着

(議員辞職)

一、去る二十一日、議長は、山梨県選出議員金丸信君の辞職を許可した。

(議員死去)

一、さきに永年在職議員として院議表彰された宮城県第二区選出議員長谷川峻君は、去る十九日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る二十一日、議院運営委員会において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 大島 理森君(理事野呂昭彦君去る二

十一日委員辭任につきその補欠)

(常任委員辭任及び補欠選任)

一、去る八月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辭任

補欠

小沢 和秋君

金子 満広君

労働委員

辭任

補欠

金子 満広君

小沢 和秋君

一、去る九月七日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辭任

補欠

金子 満広君

小沢 和秋君

労働委員

辭任

補欠

小沢 和秋君

金子 満広君

一、去る九月十八日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辭任

補欠

中野 寛成君

大内 啓伍君

予算委員

辭任

補欠

大内 啓伍君

中野 寛成君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辭任

補欠

安全保障委員

辭任

補欠

神田 厚君

大内 啓伍君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辭任

補欠

長谷川 峻君

粕谷 茂君

決算委員

辭任

補欠

粕谷 茂君

長谷川 峻君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辭任

補欠

浅野 勝人君

森 英介君

野呂 昭彦君

大島 理森君

森 英介君

浅野 勝人君

一、昨二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辭任

補欠

中野 寛成君

大内 啓伍君

安全保障委員

辭任

補欠

大内 啓伍君

神田 厚君

(常任委員選任)

一、去る二十一日、懲罰委員金丸信君は退職された。

(常任委員死去)

一、去る十九日、決算委員 長谷川峻君は死去された。

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

国会等の移転に関する特別委員

辭任

補欠

金丸 信君

佐藤謙一郎君

第百二十四回国会閉会中審査報告書

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(村山富市君外六名提出、第百二十四回国会衆法第一五号)

二 行政機構並びにその運営に関する件

三 恩給及び法制一般に関する件

四 公務員の制度及び給与に関する件

五 栄典に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

右報告する。

平成四年十月二十九日

内閣委員長 樫井 新

衆議院議長 櫻内 義雄殿

留置施設法案等閉会中審査報告書

留置施設法案(内閣提出、第百二十四回国会閣法第八六号)

二 地方自治に関する件

三 地方財政に関する件

四 警察に関する件

五 消防に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

右報告する。

平成四年十月二十九日

地方行政委員長 中島 衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

刑事施設法案等閉会中審査報告書

刑事施設法案(内閣提出、第百二十四回国会閣法第八七号)

二 刑事施設法施行法案(内閣提出、第百二十四回国会閣法第八八号)

三 製造物の欠陥による損害の賠償に関する法律案(日笠勝之君外八名提出、第百二十三回国会衆法第一一七号)

四 裁判所の司法行政に関する件

五 法務行政及び檢察行政に関する件

五 法務行政及び檢察行政に関する件

五 法務行政及び檢察行政に関する件

五 法務行政及び檢察行政に関する件

五 法務行政及び檢察行政に関する件

六 国内治安に関する件

七 人権擁護に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

法務委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件等閉会中審査報告書

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(第百二十三回国会条約第九号)

二 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件(第百二十三回国会条約第一号)

三 国際情勢に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

外務委員長 麻生 太郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一の会計に関する件等閉会中審査報告書

二 税制に関する件

三 関税に関する件

四 金融に関する件

五 証券取引に関する件

六 外国為替に関する件

七 国有財産に関する件

八 専売事業に関する件

九 印刷事業に関する件

一〇 造幣事業に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

大蔵委員長 太田 誠一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

学校教育法等の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 学校教育法等の一部を改正する法律案(中西 誠一君外一名提出、第百十八回国会衆法第九号)

二 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(吉田正雄君外一名提出、第百十八回国会衆法第一〇号)

三 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、第百十八回国会衆法第二二号)

四 文部行政の基本施策に関する件

五 学校教育に関する件

六 社会教育に関する件

七 体育に関する件

八 学術研究及び宗教に関する件

九 国際文化交流に関する件

一〇 文化財保護に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

文教委員長 伊藤 公介

衆議院議長 櫻内 義雄殿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十三回国会開法第八四号)

二 原子爆弾被害者等援護法案(参議院提出、第百十八回国会参法第四号)

三 厚生関係の基本施策に関する件

四 社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

厚生委員長 牧野 隆守

衆議院議長 櫻内 義雄殿

農林水産業の振興に関する件等閉会中審査報告書

一 農林水産業の振興に関する件

二 農林水産物の振興に関する件

三 農林水産物に関する件

四 農林水産物の振興に関する件

五 農林水産物の振興に関する件

六 農林水産物の振興に関する件

七 農林水産物の振興に関する件

八 農林水産物の振興に関する件

三 農林水産物に関する件

四 農林水産金融に関する件

五 農林漁業災害補償制度に関する件

六 農林水産物の振興に関する件

七 農林水産物の振興に関する件

八 農林水産物の振興に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

農林水産委員長 高村 正彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十三回国会開法第八〇号)

二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(内閣提出、第百二十三回国会開法第八三号)

三 廃棄物利用発電の促進に関する法律案(岡田 利春君外五名提出、第百二十二回国会衆法第二号)

四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(竹村幸雄君外十名提出、第百二十三回国会衆法第七号)

五 通商産業の基本施策に関する件

六 中小企業に関する件

七 資源エネルギーに関する件

八 特許及び工業技術に関する件

九 経済の計画及び総合調整に関する件

- 一〇 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
一一 鉱業と一般公益との調整等に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

商工委員長 武藤 山治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

海上保安庁の留置施設に関する法律案等閉

会中審査報告書

- 一 海上保安庁の留置施設に関する法律案（内閣提出、第百二十四回国会開法第八九号）

- 二 陸運に関する件
三 海運に関する件
四 航空に関する件
五 港湾に関する件
六 海上保安に関する件
七 観光に関する件
八 気象に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

運輸委員長 久岡 章生

衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 一 通信行政に関する件等閉会中審査報告書
一 通信行政に関する件

二 郵政事業に関する件

- 三 郵政監察に関する件
四 電気通信に関する件
五 電波監理及び放送に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

通信委員長 谷垣 禎一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案等閉会中審査報告書

- 一 短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案（永井孝信君外六名提出、第百二十三回国会衆法第二号）
二 労働関係の基本施策に関する件
三 労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

労働委員長 川崎 寛治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 一 住宅基本法案（吉井光昭君外二名提出、第百

二十回国会衆法第三号）

- 二 総合保養地域整備法の一部を改正する法律案（木岡章君外九名提出、第百二十四回国会衆法第一号）

三 建設行政の基本施策に関する件

- 四 都市計画に関する件
五 河川に関する件
六 道路に関する件
七 住宅に関する件
八 建築に関する件
九 国土行政の基本施策に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

建設委員長 古賀 誠

衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

- 一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百十八回国会開法第一八号）
二 自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第百二十三回国会開法第六一号）
三 国の安全保障に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

安全保障委員長 中山 利生

衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 科学技術振興の基本施策に関する件等閉会中審査報告書

- 一 科学技術振興の基本施策に関する件
二 原子力の開発利用とその安全確保に関する件
三 宇宙開発に関する件
四 海洋開発に関する件
五 生命科学に関する件
六 新エネルギーの研究開発に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

科学技術委員長 近岡理一郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案等閉会中審査報告書

- 一 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案（小川国彦君外三名提出、第百十八回国会衆法第二号）
二 環境保全の基本施策に関する件
三 公害の防止に関する件
四 自然環境の保護及び整備に関する件
五 快適環境の創造に関する件
六 公害健康被害救済に関する件

七 公費紛争の処理に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

環境委員長 小杉 隆

衆議院議長 櫻内 義雄殿

予算の実施状況に関する件閉会中審査報告書

書

一 予算の実施状況に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

予算委員長 高島 修

衆議院議長 櫻内 義雄殿

平成元年度一般会計歳入歳出決算
審査報告書

平成元年度一般会計歳入歳出決算

平成元年度特別会計歳入歳出決算

平成元年度国税収納金整理資金受払計算書

平成元年度政府関係機関決算書

二 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成元年度一般会計歳入歳出決算

平成元年度特別会計歳入歳出決算

平成元年度国税収納金整理資金受払計算書

平成元年度政府関係機関決算書

四 平成元年度政府関係機関決算書

五 平成元年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成元年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

平成元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)

一六 政府関係機関の経理に関する件

国が資本金を出資している法人の会計に関する件

国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

決算委員長 草野 威

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国会法等改正に関する件閉会中審査報告書

国会法等改正に関する件

議院より諮問事項

その他議院運営委員会の所管に属する事項

右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

議院運営委員長 中西 啓介

衆議院議長 櫻内 義雄殿

災害対策に関する件閉会中審査報告書

災害対策に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

石炭対策特別委員長 佐藤 敬治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

消費者保護基本法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

平成四年十月二十九日

災害対策特別委員長 清水 勇

衆議院議長 櫻内 義雄殿

公職選挙法改正に関する件閉会中審査報告書

公職選挙法改正に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

公職選挙法改正に関する件閉会中審査報告書

公職選挙法改正に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

公職選挙法改正に関する件閉会中審査報告書

公職選挙法改正に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

石炭対策に関する件閉会中審査報告書

石炭対策に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

石炭対策特別委員長 佐藤 敬治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

消費者保護基本法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

消費者保護基本法の一部を改正する法律案

二 物価問題等に関する件

右両件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

物価問題等に関する特別委員長 岩垂壽喜男

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一 交通安全対策に関する件閉会中審査報告書

右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

交通安全対策特別委員長 竹内 勝彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案等閉会中審査報告書

一 沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案（上原康助君外七名提出、第二百二十四回国会衆法第一四号）

二 沖縄及び北方問題に関する件

右両件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 井上 一成

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一 土地問題及び国土の利用に関する件閉会中審査報告書

土地問題及び国土の利用に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

土地問題等に関する特別委員長 玉城 栄一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

一 国会等の移転に関する件閉会中審査報告書

国会等の移転に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

平成四年十月二十九日

国会等の移転に関する特別委員長 村田敬次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

召集に応じた議員の氏名

北海道

第一区選出

伊東 秀子君 小林 恒人君

松浦 昭君

児玉 健次君

第二区選出 佐々木秀典君 今津 寛君

第三区選出

佐藤 孝行君 鉢呂 吉雄君

第四区選出

池端 清一君 鳩山由紀夫君 渡辺 省一君

第五区選出

中川 昭一君 北村 直人君 鈴木 宗男君

青森県

第一区選出

関 晴正君 津島 雄二君

第二区選出

木村 守男君 田澤 吉郎君

岩手県

第一区選出

鈴木 俊二君 小野 信一君

町村 信孝君

藤原 房雄君

五十嵐広三君 上草 義輝君

阿部 文男君

中沢 健次君 小平 忠正君

武部 勲君 岡田 利春君

鈴木 宗男君

山形県

第一区選出

遠藤 登君 近藤 鉄雄君

第二区選出

加藤 紘一君 阿部 昭吾君

福島県

第一区選出

増子 輝彦君 佐藤 徳雄君

第二区選出

小沢 一郎君 沢藤礼次郎君

宮城県

第一区選出

戸田 菊雄君 愛知 和男君

第二区選出

日野 市朗君 大石 正光君

秋田県

第一区選出

佐藤 敬治君 野呂田芳成君

第二区選出

村岡 兼造君 御法川英文君

志賀 節君 菅原喜重郎君

岡崎トミ子君 三塚 博君

内海 英男君

佐藤 敬夫君 二田 孝治君

川俣健二郎君

佐藤 敬治君 野呂田芳成君

近藤 鉄雄君

加藤 紘一君 阿部 昭吾君

遠藤 登君

鈴木 宗男君

田澤 吉郎君

木村 守男君

関 晴正君

鈴木 俊二君

小野 信一君

伊東 秀子君 小林 恒人君

第二区選出

渡部 恒三君
穂積 良行君

第三区選出

鈴木 久君
坂本 剛二君

茨城県

第一区選出

時崎 雄司君
額賀福志郎君
葉梨 信行君
中山 利生君

第二区選出

大畠 章宏君
塚原 俊平君
梶山 静六君

第三区選出

中村喜四郎君
赤城 徳彦君
二見 伸明君
丹羽 雄哉君
竹内 猛君

栃木県

第一区選出

小林 守君
船田 元君
安田 範君
渡辺美智雄君
築瀬 進君

第二区選出

武藤 山治君
神田 厚君
藤尾 正行君
植竹 繁雄君

群馬県

第一区選出

田邊 誠君
佐田玄一郎君
尾身 幸次君

第二区選出

笹川 義君
中島洋次郎君
谷津 義男君

第三区選出

福田 康夫君
中曾根康弘君
山口 鶴男君
小淵 恵三君

埼玉県

第一区選出

和田 静夫君
浜田卓二郎君
松永 光君

第二区選出

小松 定男君
小宮山重四郎君
山口 敏夫君
宮地 正介君

第三区選出

加藤 卓二君
増田 敏男君
田並 胤明君

第四区選出

細川 律夫君
山田 英介君
青木 正久君
三ツ林弥太郎君

第五区選出

沢田 広君
和田 一仁君
福永 信彦君

千葉県

第一区選出

白井日出男君
岡島 正之君
江口 一雄君

第二区選出

水野 清君
林 大幹君

第三区選出

大木 正吾君
浜田 幸一君
中村正三郎君
森 英介君
石橋 一弥君

第四区選出

井奥 貞雄君
小岩井 清君
狩野 勝君
新村 勝雄君

東京都

第一区選出

鈴木喜久子君
大塚 雄司君
与謝野 馨君

第二区選出

石原慎太郎君
新井 将敬君
遠藤 乙彦君
上田 哲君
大内 啓伍君

第三区選出

齐藤 一雄君
小杉 隆君
越智 通雄君
井上 義久君

第四区選出

粕谷 茂君
高橋 一郎君
沖田 正人君
石原 伸晃君
外口 玉子君

第五区選出

高沢 寅男君
長田 武士君
小林 興起君

第六区選出

柿澤 弘治君
吉田 和子君
不破 哲三君
東 祥三君

第七区選出

小澤 潔君
菅 直人君
常松 裕志君
大野由利子君

第八区選出

鳩山 邦夫君
金子 満広君
深谷 隆司君

第九区選出

浜野 剛君
中村 巖君
渋谷 修君

第十区選出

渋谷 利久君
山口那津男君
島村 宜伸君
鯨岡 兵輔君

第十一区選出

佐藤 祐弘君
山花 貞夫君
伊藤 公介君

官 報 (号 外)

神奈川県			長野県		
第一区選出	石川 要三君	齊藤 節君	第一区選出	目黒吉之助君	渡辺 秀央君
第二区選出	伊藤 茂君	鈴木 恒夫君	第二区選出	星野 行男君	横井 新君
第三区選出	伏木 和雄君		第三区選出	村山 達雄君	
第四区選出	小泉純一郎君	田川 誠一君	第四区選出	筒井 信隆君	高島 修君
第五区選出	岩垂寿喜男君	市川 雄一君	第五区選出	安田 修三君	住 博司君
第六区選出	原田 義昭君		第六区選出	長勢 甚遠君	
第七区選出	加藤 万吉君	河上 翠雄君	第七区選出	綿貫 民輔君	萩山 教蔵君
第八区選出	甘利 明君	藤井 裕久君	第八区選出	木間 章君	
第九区選出	大出 俊君	佐藤謙一郎君	第九区選出	石川 泉	
第十区選出	池田 元久君	草野 威君	第十区選出	奥田 敬和君	森 喜朗君
第十一区選出	富塚 三夫君	河野 洋平君	第十一区選出	嶋崎 譲君	
第十二区選出	龜井 善之君		第十二区選出	瓦 力君	坂本三十次君
第十三区選出	関山 信之君	近藤 元次君	第十三区選出	牧野 隆守君	辻 一彦君
第十四区選出	小沢 辰男君		第十四区選出	平泉 渉君	山本 拓君
第十五区選出	吉田 正雄君	岩村卯一郎君	第十五区選出	山梨県選出	
			第一区選出	上田 利正君	奥石 東君
			第二区選出	中尾 栄一君	田邊 國男君
			第三区選出		
			第四区選出		
			第五区選出		
			第六区選出		
			第七区選出		
			第八区選出		
			第九区選出		
			第十区選出		
			第十一区選出		
			第十二区選出		
			第十三区選出		
			第十四区選出		
			第十五区選出		
			第十六区選出		
			第十七区選出		
			第十八区選出		
			第十九区選出		
			第二十区選出		
			第二十一区選出		
			第二十二区選出		
			第二十三区選出		
			第二十四区選出		
			第二十五区選出		
			第二十六区選出		
			第二十七区選出		
			第二十八区選出		
			第二十九区選出		
			第三十区選出		
			第三十一区選出		
			第三十二区選出		
			第三十三区選出		
			第三十四区選出		
			第三十五区選出		
			第三十六区選出		
			第三十七区選出		
			第三十八区選出		
			第三十九区選出		
			第四十区選出		
			第四十一区選出		
			第四十二区選出		
			第四十三区選出		
			第四十四区選出		
			第四十五区選出		
			第四十六区選出		
			第四十七区選出		
			第四十八区選出		
			第四十九区選出		
			第五十区選出		
			第五十一区選出		
			第五十二区選出		
			第五十三区選出		
			第五十四区選出		
			第五十五区選出		
			第五十六区選出		
			第五十七区選出		
			第五十八区選出		
			第五十九区選出		
			第六十区選出		
			第六十一区選出		
			第六十二区選出		
			第六十三区選出		
			第六十四区選出		
			第六十五区選出		
			第六十六区選出		
			第六十七区選出		
			第六十八区選出		
			第六十九区選出		
			第七十区選出		
			第七十一区選出		
			第七十二区選出		
			第七十三区選出		
			第七十四区選出		
			第七十五区選出		
			第七十六区選出		
			第七十七区選出		
			第七十八区選出		
			第七十九区選出		
			第八十区選出		
			第八十一区選出		
			第八十二区選出		
			第八十三区選出		
			第八十四区選出		
			第八十五区選出		
			第八十六区選出		
			第八十七区選出		
			第八十八区選出		
			第八十九区選出		
			第九十区選出		
			第九十一区選出		
			第九十二区選出		
			第九十三区選出		
			第九十四区選出		
			第九十五区選出		
			第九十六区選出		
			第九十七区選出		
			第九十八区選出		
			第九十九区選出		
			第一百区選出		

第六区選出

赤松 広隆君
石田 幸四郎君
塚本 三郎君

三重県

第一区選出

伊藤 忠治君
川崎 二郎君
中井 治君

第二区選出

田村 元君
野呂 昭彦君
石井 智君

滋賀県選出

宇野 宗佑君
武村 正義君
山下 元利君

京都府

第一区選出

奥田 幹生君
伊吹 文明君
竹内 勝彦君

第二区選出

山中 末治君
谷垣 楨一君
西中 清君

大阪府

第一区選出

小谷 輝二君
柳本 卓治君

第二区選出

正森 成二君
左近 正男君
浅井 美幸君

第三区選出

井上 一成君
近江巳記夫君
菅野 悦子君

第四区選出

塩川正十郎君
吉井 英勝君
矢野 絢也君

第五区選出

中山 太郎君
北側 一雄君
藤田 スミ君

第六区選出

左藤 恵君
中馬 弘毅君
矢追 秀彦君

第七区選出

中村 正男君
春田 重昭君
北川 石松君

兵庫県

第一区選出

土肥 隆一君
渡部 一郎君
岡崎 宏美君

第二区選出

土井たか子君
鴻池 祥肇君

第三区選出

冬柴 鐵三君
原 健三郎君
永井 孝信君

第四区選出

渡海紀三朗君
後藤 茂君
松本 十郎君

第五区選出

河本 敏夫君
吉岡 賢治君
谷 洋一君

奈良県選出

前田 武志君
森本 晃司君
奥野 誠亮君

和歌山県

第一区選出
中西 啓介君
坂井 弘一君

第二区選出

貴志 八郎君
野田 実君
東 力君

鳥取県選出

二階 俊博君
石破 茂君
武部 文君

島根県選出

相沢 英之君
竹下 登君
櫻内 義雄君

岡山県

第一区選出

亀井 久興君
江田 五月君
逢沢 一郎君

第二区選出

日笠 勝之君
橋本龍太郎君
加藤 六月君

第三区選出

貝沼 次郎君
村田 吉隆君

広島県

第一区選出

秋葉 忠利君
栗屋 敏信君

第二区選出

森井 忠良君
増岡 博之君
池田 行彦君

第三区選出

亀井 静香君
小森 龍邦君
柳田 稔君

山口県

第一区選出

小川 信君
河村 建夫君
林 義郎君

第二区選出

小澤 克介君
吹田 惺君
吉井 光昭君

高村 正彦君
佐藤 信二君

徳島県選出

後藤田正晴君
山口 俊一君
井上 普方君

仙谷 由人君
遠藤 和良君

香川県

第一区選出

真鍋 光広君
木村 義雄君

三野 優美君

第二区選出

森田 一君
大野 功統君

加藤 繁秋君

愛媛県

第一区選出

塩崎 潤君
宇都宮真由美君

関谷 勝嗣君

第二区選出

藤田 高敏君
村上誠一郎君

越智 伊平君

第三区選出

西田 司君

田中 恒利君

高知県選出

五島 正規君
山本 有二郎君
山原健二郎君

中谷 元君
石田 祝稔君

福岡県

第一区選出

楠崎弥之助君
山崎 拓君
神崎 武法君

松本 龍君
太田 誠一君

第二区選出

岩田 順介君
三原 朝彦君
東 順治君

麻生 太郎君
小沢 和秋君

第三区選出

細谷 治通君
古賀 正浩君
古賀 一成君

古賀 誠君
梅藤 恒夫君

第四区選出

中西 續介君
三浦 久君
佐賀県選出

自見庄三郎君
鍛冶 清君

佐賀県選出

緒方 克陽君
保利 耕輔君
愛野興一郎君

山下 徳夫君
坂井 隆憲君

長崎県

第一区選出

田口 健二君
高木 義明君
倉成 正君

西岡 武夫君
久間 章生君

第二区選出

金子原二郎君
虎島 和夫君

光武 顯君

熊本県

第一区選出

田中 昭一君
野田 毅君
松岡 利勝君

倉田 栄喜君
魚住 汎英君

第二区選出

馬場 昇君
園田 博之君

東家 嘉幸君
渡瀬 憲明君

大分県

第一区選出

村山 富市君
衛藤征士郎君

衛藤 晟一君
畑 英次郎君

第二区選出

阿部末喜男君
岩屋 毅君

田原 隆君

宮崎県

大原 一三君

松浦 利尚君

第二区選出

北川 昌典君
持永 和見君

中山 成彬君

第一区選出

新盛 辰雄君
宮崎 茂一君

宮路 和明君

第二区選出

村山 喜一君
平田辰一郎君

小里 貞利君

第三区選出

二階堂 進君
有川 清次君

徳田 虎雄君

沖縄県選出

古堅 実吉君
宮里 松正君
玉城 栄一君

仲村 正治君
上原 康助君

指定された議席

一 徳田 虎雄君
二 柳田 稔君
三 木島日出夫君
四 山口那津男君
五 菅 直人君

三〇	中野 寛成君	五五	東 祥三君	八〇	玉城 栄一君	一〇五	浅井 美幸君
二九	和田 一仁君	五四	松本 龍君	七九	伏屋 修治君	一〇四	伏木 和雄君
二八	田川 誠一君	五三	岡崎 宏美君	七八	宮地 正介君	一〇三	権藤 恒夫君
二七	森本 晃司君	五二	北側 一雄君	七七	鍛冶 清君	一〇二	矢追 秀彦君
二六	遠藤 和良君	五一	平田 米男君	七六	鈴木喜久子君	一〇一	坂井 弘一君
二五	藤田 スミ君	五〇	長田 武士君	七五	小岩井 清君	一〇〇	網岡 雄君
二四	三浦 久君	四九	近江巳配夫君	七四	佐藤 恒晴君	九九	沢藤礼次郎君
二三	伊藤 英成君	四八	藤原 房雄君	七三	小谷 輝二君	九八	富塚 三夫君
二二	中井 治君	四七	金子 満広君	七二	斉藤 節君	九七	竹村 幸雄君
二一	楠崎弥之助君	四六	不敬 哲三君	七一	中村 巖君	九六	渡部 一郎君
二〇	遠藤 乙彦君	四五	竹内 勝彦君	七〇	土肥 隆一君	九五	西中 清君
一九	辻 第一君	四四	飯仲 義彦君	六九	五島 正規君	九四	二見 伸明君
一八	佐藤 祐弘君	四三	春田 重昭君	六八	細谷 治通君	九三	神崎 武法君
一七	川端 達夫君	四二	寺前 巖君	六七	日笠 勝之君	九二	前島 秀行君
一六		四一	東中 光雄君	六六	冬柴 鐵三君	九一	元信 堯君
一五	阿部 昭吾君	四〇	永末 英一君	六五	大野由利子君	九〇	斉藤 一雄君
一四	石田 祝穂君	三九	塚本 三郎君	六四	堀込 征雄君	八九	志賀 一夫君
一三	児玉 健次君	三八	大内 啓伍君	六三	秋葉 忠利君	八八	草野 威君
一二	小沢 和秋君	三七	米沢 隆君	六二	細川 律夫君	八七	草川 昭三君
一一	小平 忠正君	三六	吉井 光昭君	六一	東 順治君	八六	鳥居 一雄君
一〇	江田 五月君	三五	山田 英介君	六〇	河上 軍雄君	八五	貝沼 次郎君
九	井上 義久君	三四	山原健二郎君	五九	加藤 繁秋君	八四	小松 定男君
八	吉井 英勝君	三三	古壁 実吉君	五八	大島 幸宏君	八三	北川 昌典君
七	菅野 悦子君	三二	正森 成二君	五七	鉢呂 吉雄君	八二	谷村 啓介君
六	高木 義明君	三一	神田 厚君	五六	倉田 栄喜君	八一	小森 龍邦君

官 報 (号 外)

平成四年十月三十日 衆議院會議録第一号(一) 指定された議席

一〇六	中村 正男君	一三一	大出 俊君	一五六	小川 信君	一八一	田並 胤明君
一〇七	佐藤 徳雄君	一三二	渋谷 修君	一五七	山元 勉君	一八二	小野 信一君
一〇八	和田 貞夫君	一三三		一五八	貴志 八郎君	一八三	永井 孝信君
一〇九	辻 一彦君	一三四	宇都宮真由美君	一五九	有川 清次君	一八四	安田 修三君
一一〇	大木 正吾君	一三五	吉田 和子君	一六〇	遠藤 登君	一八五	串原 義直君
一一一	市川 雄一君	一三六	長谷百合子君	一六一	山内 弘君	一八六	五十嵐広三君
一二二	石田幸四郎君	一三七	仙谷 由人君	一六二	沖田 正人君	一八七	関 晴正君
一二三	矢野 詢也君	一三八	松原 脩雄君	一六三		一八八	和田 静夫君
一二四	新盛 辰雄君	一三九	筒井 信隆君	一六四	安田 範君	一八九	日野 市朗君
一二五	松浦 利尚君	一四〇	小林 守君	一六五	北沢 清功君	一九〇	木間 章君
一二六	後藤 茂君	一四一	岡崎トミ子君	一六六	早川 勝君	一九一	池端 清一君
一二七	田中 恒利君	一四二	伊東 秀子君	一六七	緒方 克陽君	一九二	小川 国彦君
一二八	水田 稔君	一四三	池田 元久君	一六八	中沢 健次君	一九三	井上 一成君
一二九	上田 卓三君	一四四	鈴木 久君	一九九	石橋 大吉君	一九四	中西 敏介君
一二〇	沢田 広君	一四五	常松 裕志君	一七〇		一九五	清水 勇君
一二一	新村 勝雄君	一四六	石井 智君	一七一	三野 優美君	一九六	佐藤 敬治君
一二二	岩垂寿喜男君	一四七	吉岡 賢治君	一七二	田口 健二君	一九七	森井 忠良君
一二三	加藤 万吉君	一四八	岩田 順介君	一七三	上田 利正君	一九八	阿部未喜男君
一二四	上田 哲君	一四九	興石 東君	一七四	渡辺 嘉藏君	一九九	小林 恒人君
一二五	馬場 昇君	一五〇	川島 實君	一七五	山中 末治君	二〇〇	渡部 行雄君
一二六	土井たか子君	一五一	外口 玉子君	一七六	吉田 正雄君	二〇一	野坂 浩賢君
一二七	川俣健二郎君	一五二	佐々木秀典君	一七七	山下八洲夫君	二〇二	戸田 菊雄君
一二八	藤田 高敏君	一五三	目黒吉之助君	一七八	左近 正男君	二〇三	村山 喜一君
一二九	岡田 利春君	一五四	田中 昭一君	一九九	松前 仰君	二〇四	嶋崎 譲君
一三〇	山口 鶴男君	一五五	山中 邦紀君	一八〇	関山 信之君	二〇五	竹内 猛君

二〇六	武部 文君	二二一	平田辰一郎君	二八二	櫻内 義雄君
二〇七	佐藤 綱樹君	二二二	真鍋 光広君	二八三	中村正三郎君
二〇八	上原 康助君	二二三	金子徳之介君	二八四	宮下 創平君
二〇九	村山 富市君	二二四	武村 正義君	二八五	東家 嘉幸君
二一〇	山花 貞夫君	二二五	岡島 正之君	二八六	田原 隆君
二一一	伊藤 忠治君	二二六	植竹 繁雄君	二八七	鳩山 邦夫君
二一二	小澤 克介君	二二七	仲村 正治君	二八八	野田 毅君
二二三	川崎 寛治君	二二八	井上 喜一君	二八九	加藤 敏一君
二二四	井上 普方君	二二九	杉浦 正健君	二九〇	奥田 敬和君
二二五	高沢 寅男君	二三〇	亀井 久興君	二九一	渡辺美智雄君
二二六	伊藤 茂君	二三一	東 力君	二九二	宮澤 喜一君
二二七	沢沢 利久君	二三二	柳沢 伯夫君	二九三	山口 俊一君
二二八	田邊 誠君	二三三	尾身 幸次君	二九四	古屋 圭司君
二二九	武藤 山治君	二三四	今枝 敬雄君	二九五	山本 拓君
二三〇	堀 昌雄君	二三五	加藤 卓二君	二九六	山本 有二君
二三一	赤松 広隆君	二三六	近岡理一郎君	二九七	小林 興起君
二三二	佐田玄一郎君	二三七	桜井 新君	二九八	細田 博之君
二三三	築瀬 進君	二三八	牧野 隆守君	二九九	坂本 剛二君
二三四	塩谷 立君	二三九	野中 広務君	三〇〇	柳本 卓治君
二三五	佐藤 泰介君	二四〇	大原 一三君	三〇一	村田 吉隆君
二三六	原田 義昭君	二四一	船田 元君	三〇二	光武 顯君
二三七	福永 信彦君	二四二	虎島 和夫君	三〇三	宮路 和明君
二三八	長勢 甚遠君	二四三	野呂 昭彦君	三〇四	渡瀬 憲明君
二二九	河村 建夫君	二四四	戸塚 進也君	三〇五	岩村卯一郎君
二三〇	時崎 雄司君				

三〇六	松浦 昭君	三三一	佐藤 信二君	三五六	近藤 鉄雄君	三八一	原 健三郎君
三〇七	大野 功統君	三三二	関谷 勝嗣君	三五七	山崎 拓君	三八二	鈴木 俊一君
三〇八	江口 一雄君	三三三	浜野 剛君	三五八	渡辺 秀央君	三八三	岡田 克也君
三〇九	井出 正一君	三三四	小澤 潔君	三五九	田名部匡省君	三八四	住 博司君
三一〇	鈴木 恒夫君	三三五	中村喜四郎君	三六〇	内海 英男君	三八五	石原 伸晃君
三一一	武部 勤君	三三六	上草 義輝君	三六一	坂本三十次君	三八六	小坂 憲次君
三一二	中山 成彬君	三三七	鈴木 宗男君	三六二	加藤 六月君	三八七	今津 寛君
三二三	木村 守男君	三三八	島村 宜伸君	三六三	武藤 嘉文君	三八八	松岡 利勝君
三二四	二階 俊博君	三三九	石井 一君	三六四	葉梨 信行君	三八九	前田 正君
三二五	町村 信孝君	三四〇	後藤田正晴君	三六五	田澤 吉郎君	三九〇	古賀 一成君
三二六	額賀福志郎君	三四一	戸井田三郎君	三六六	小沢 辰男君	三九一	星野 行男君
三二七	木村 義雄君	三四二	相沢 英之君	三六七	奥野 誠亮君	三九二	萩山 教嚴君
三二八	大島 理森君	三四三	梶山 静六君	三六八	村山 達雄君	三九三	狩野 勝君
三二九	村上誠一郎君	三四四	佐藤 孝行君	三六九	藤尾 正行君	三九四	御法川英文君
三三〇	佐藤謙一郎君	三四五	森 喜朗君	三七〇	鯨岡 兵輔君	三九五	福田 康夫君
三三一	森田 一君	三四六	浜田 幸一君	三七一	渡辺 栄一君	三九六	斉藤斗志二君
三三二	小杉 隆君	三四七	塚原 俊平君	三七二	伊藤宗一郎君	三九七	鳩山由紀夫君
三三三	中馬 弘毅君	三四八	平泉 涉君	三七三	小宮山重四郎君	三九八	三原 朝彦君
三三四	亀井 善之君	三四九	三ツ林弥太郎君	三七四	江崎 真澄君	三九九	新井 将敏君
三三五	臼井日出男君	三五〇	佐藤 守良君	三七五	河本 敏夫君	四〇〇	北村 直人君
三三六	平沼 赳夫君	三五一	水野 清君	三七六	二階堂 進君	四〇一	渡海紀三朗君
三三七	甘利 明君	三五二	木部 佳昭君	三七七	原田 憲君	四〇二	中川 昭一君
三三八	金子原二郎君	三五三	堀川正十郎君	三七八		四〇三	川崎 二郎君
三三九	北川 正恭君	三五四	山下 徳夫君	三七九		四〇四	栗屋 敏信君
三三〇	高橋 一郎君	三五五	渡部 恒三君	三八〇	田村 元君	四〇五	持永 和見君

四〇六	宮里 松正君	四二九	石川 要三君	四五二	橋本龍太郎君	四七五	浅野 勝人君
四〇七	杉山 憲夫君	四三〇	谷 洋一君	四五三	栗原 祐幸君	四七六	
四〇八	古賀 誠君	四三一	大塚 雄司君	四五四	谷川 和穂君	四七七	片岡 武司君
四〇九	麻生 太郎君	四三二	石原慎太郎君	四五五	伊東 正義君	四七八	逢沢 一郎君
四一〇	久間 章生君	四三三	中尾 栄一君	四五六	山下 元利君	四七九	石破 茂君
四一一	浜田卓二郎君	四三四	林 義郎君	四五七	宇野 宗佑君	四八〇	谷津 義男君
四一二	伊藤 公介君	四三五	松永 光君	四五八	海部 俊樹君	四八一	田辺 広雄君
四一三	高村 正彦君	四三六	高島 修君	四五九	倉成 正君	四八二	増田 敏男君
四一四	谷垣 禎一君	四三七	三塚 博君	四六〇		四八三	魚住 汎英君
四一五	太田 誠一君	四三八	唐沢俊二郎君	四六一	竹下 登君	四八四	田中 秀征君
四一六	吹田 悞君	四三九	中山 正暉君	四六二	中曾根康弘君	四八五	鴻池 祥肇君
四一七	西田 司君	四四〇	青木 正久君	四六三	岩屋 毅君	四八六	園田 博之君
四一八	畑 英次郎君	四四一	今井 勇君	四六四	中谷 元君	四八七	金子 一義君
四一九		四四二	大野 明君	四六五	赤城 徳彦君	四八八	大石 正光君
四二〇	渡辺 省一君	四四三	西岡 武夫君	四六六	中島洋次郎君	四八九	菅原喜重郎君
四二一	保利 耕輔君	四四四		四六七	増子 輝彦君	四九〇	佐藤 敬夫君
四二二	亀井 静香君	四四五	河野 洋平君	四六八	坂井 隆憲君	四九一	笹川 堯君
四二三	中島 衛君	四四六	田邊 國男君	四六九	衛藤 晟一君	四九二	村井 仁君
四二四	林 大幹君	四四七	山口 敏夫君	四七〇	森 英介君	四九三	松田 岩夫君
四二五	中山 利生君	四四八	中山 太郎君	四七一		四九四	前田 武志君
四二六	松本 十郎君	四四九	塩崎 潤君	四七二	野田 実君	四九五	二田 孝治君
四二七	石橋 一弥君	四五〇	村田敬次郎君	四七三	久野統一郎君	四九六	遠藤 武彦君
四二八	原田昇左右君	四五一	小淵 惠三君	四七四	井奥 貞雄君	四九七	

官 報 (号 外)

四九八	阿部 文男君
四九九	浦野 然興君
五〇〇	丹羽 雄哉君
五〇一	野呂田芳成君
五〇二	衛藤征士郎君
五〇三	近藤 元次君
五〇四	柿澤 弘治君
五〇五	古賀 正浩君
五〇六	穂積 良行君
五〇七	藤波 孝生君
五〇八	越智 通雄君
五〇九	津島 雄二君
五一〇	村岡 兼造君
五一一	深谷 隆司君
五一二	池田 行彦君

平成四年十月三十日 衆議院會議録第一号(一)

官報

号外

平成四年十月三十日

○第百二十五回国会 衆議院会議録 第一号(二)

平成四年十月三十日(金曜日)

開会式

午後零時五十九分 参議院議長、衆議院参議院の副議長、常任委員長、特別委員長、参議院の調査会長、衆議院参議院の議員、内閣総理大臣その他の国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長は、式場である参議院議場に入り、所定の位置に着いた。

午後一時 天皇陛下は、衆議院議長の前行で式場に入られ、お席に着かれた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席をいただき、第百二十五回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。
現下、わが国をめぐる内外の諸情勢はまことにきびしく、緊急に解決すべき幾多の問題があります。

われわれは、この際、内政、外交の各般にわたり、当面する諸問題に対処して、適切な施策を強力に推進し、もって国民生活の安定向上をはからなければなりません。

ここに、開会式にあたり、われわれに負荷された使命達成のために最善をつくし、もって国民の委託にこたえようとするものであります。

次いで、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百二十五回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の大きな喜びであります。

ここに、国会が、当面する内外の課題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分果たし、国民の信任にこたえることを切に希望します。

衆議院議長は、おことば書をお受けした。

午後一時六分 天皇陛下は、参議院議長の前行で式場を出られた。

次いで、一同は式場を出た。
午後一時七分式を終る

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電 話
03
(3587)
4302
定 価
〇税 本号一冊
送料 三円を合
計 三円